平成２８年（フ）第２４号
青森市大字駒込字見吉142番地１
破産者　町田　裕太
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡２丁目５番17号メゾンさとう202号
破産者　遠田　和広
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２７３号
茨城県常陸太田市上宮河内町2023番地
破産者　會澤　広美
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８４号
群馬県前橋市富士見町小暮2337番地７
破産者　上原　　厚
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
群馬県前橋市富士見町小暮2337番地７
破産者　上原けさ江
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９７３号
横浜市青葉区柿の木台16番地９
破産者　猿渡　達治
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２７６号
横浜市鶴見区駒岡４丁目21番28―207号、旧住所横浜市鶴見区駒岡４丁目20番24―206号
破産者　水納　清次
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
新潟県新発田市新栄町２丁目13番１号６、前住所新潟県新発田市大手町１丁目１番15―403号
破産者　今井　浩子（旧姓山﨑）
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１２３号
石川県河北郡内灘町字千鳥台３丁目201番地４
破産者　桶　真由美
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７２号
石川県白山市明光３丁目80番地
破産者　サイトークリーン社こと　齋藤　信市
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２５号
静岡県沼津市東原217番地の１
破産者　川口千香江
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５６９号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8243番地
破産者　古橋　昭好
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
静岡県浜松市北区細江町中川7220番地の７
聖隷厚生園讃栄寮、前住所静岡県菊川市神尾858番地
破産者　ドリームメイクスこと　横山　　誠
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第二団地４号棟518
破産者　榎本　広一
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
滋賀県大津市唐崎１丁目19番29号　ＯＮハイツ201、申立時の住所京都市下京区七条御所ノ内西町３番地１　ルミエール西大路212号
破産者　岩見　　進
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７７１号
兵庫県西宮市高須町１―１武庫川団地第１号棟1315号室、破産手続開始決定時の住所京都市西京区川島東代町86番地　ランブラス桂東102号室
破産者　浦田　瑞穂
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８５８号
京都府相楽郡精華町精華台１丁目37番地２ネオステージけいはんな公園アネシス421号
破産者　岩田　恭子
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６５１号
広島市中区小網町５番９―602号
破産者　松本　元實
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部